

交	00	01	3年
(令和10年3月末まで保存)			

交 企 第 1 7 2 号
(交 指)
令 和 6 年 8 月 2 0 日

交通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

携帯電話使用等に起因する重大事故抑止に向けた取組の推進について

県内の自動車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故(第1当事者が自動車(乗用車・貨物車・特殊車)の人身交通事故をいう。以下同じ。)に関しては、令和元年12月に自動車等運転中の携帯電話使用等に関する罰則が強化されたことなどにより、平成30年の31件から令和2年には10件まで減少したものの、令和3年以降増加し、令和5年には25件と過去5年で最も多くなっており、本年も6月末時点で7件発生している。

その要因としては、以前にも増して、スマートフォンが県民の身近なものとなっていることのほか、自動車等運転中の携帯電話使用等に関する罰則強化やその危険性に対する運転者の認識が希薄になっていることなどが考えられることから、各警察署にあっては、下記取組を推進し、自動車等運転中の携帯電話使用等に起因する重大交通事故の抑止を図りたい。

記

1 自動車運転中の携帯電話使用等の禁止についての周知の徹底

道路交通法において、自動車等を運転する際、携帯電話等で通話したり、表示された画像を注視することが禁止されていることのほか、これに違反した場合の罰則、反則金、基礎点数について、改めて周知すること。

2 効果的な広報啓発・交通安全教育の強化

(1) 運転中の携帯電話使用等の危険性等の理解を促す活動

自動車運転中の携帯電話使用等に起因する死亡・重傷交通事故が増加傾向にあることのほか、携帯電話使用等により交通事故が発生した場合、その使用等がない場合と比較して、死亡事故となる割合が約3.8倍高くなることを強調するなど、関係機関・団体と連携しつつ、運転中の携帯電話使用等の危険性について理解を促す広報啓発や交通安全教育を強化すること。

また、特に、携帯電話使用等によって交通事故などの「交通の危険」を生じさせた場合は、即免許停止となることや即罰則適用(反則金なし)となることなど、責任の重大性について改めて周知を図ること。

なお、警察庁が運転中の携帯電話使用等の禁止に関して注意喚起を行う広報啓

発用リーフレット（別添参照）を作成したので、広報啓発や交通安全教育を実施するに当たり、本リーフレットを効果的に活用すること。

(2) 各種メディアの活用

テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）等各種媒体やSNSやウェブサイトを活用して対象に応じた広報啓発活動を展開するとともに、これらの各種メディアに対して、情報提供を積極的に行うこと。

3 効果的な交通指導取締りの推進

令和5年中に全国で発生した自動車運転中の携帯電話使用等に起因する死亡・重傷交通事故の要因のうち、携帯電話使用等に表示された画像を注視していたものが約9割を占めていることから、かかる違反態様の指導取締りに効果的な時間帯、路線等について検討を行い、確実な現認に基づいて検挙措置を講じること。

なお、現認不十分で検挙に至らない場合であっても、運転中の携帯電話使用等の危険性について注意喚起するなど、実効性のある指導警告を実施すること。

4 留意事項

(1) 受傷事故防止について

交通指導取締りを始めとする街頭活動に当たっては、装備資器材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すること。また、街頭活動等を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも留意すること。

(2) 広報啓発用リーフレットについて

ア 規格等は画像データ（A5版）で、クレジットの変更は可能とする。ただし、必ず警察機関の名称は残すこと。

イ 掲出期間に制限は設けない。

ウ 本リーフレットは別途印刷して紙媒体として配布するほか、インターネット上の配信や複製、引用等して利用することができるものとする。ただし、画像データの一部を使用する場合や改変を行う場合は交通企画課交通安全対策第一係宛てに連絡すること。

本件担当

交通企画課交通安全対策第一係
交通指導課指導取締係

運転中の

スマホだめ!!!

「ながらスマホ」による
死亡・重傷事故が急増!!

携帯電話等を使用していると
死亡事故の確率約4倍!

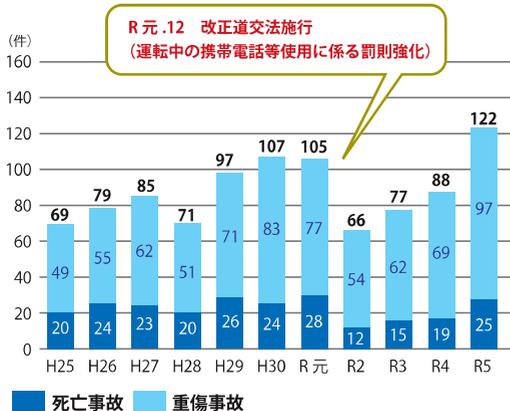




携帯電話等使用による 死亡・重傷事故件数の推移

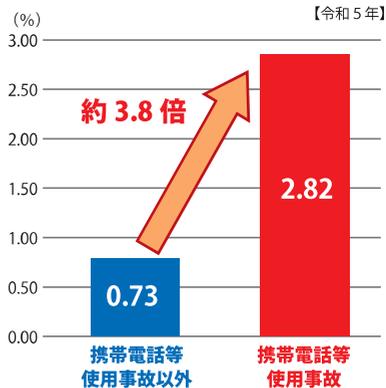


携帯電話等使用の有無別 死亡事故率の比較



※第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の件数である。

※携帯電話・スマートフォンの使用が要因となって発生した事故を集計した。



※第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の事故に占める死亡事故の割合(死亡事故率)について、携帯電話・スマートフォン使用が要因となって発生した事故とそれ以外の事故を比較したものの。

令和5年中の携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数は122件で、令和3年以降、増加傾向にあります。また、携帯電話等使用の場合には、死亡事故率が4倍近く高くなっています。



運転中の携帯電話使用等に関する道路交通法の罰則等

道路交通法の禁止規定



携帯電話等 使用の禁止

自動車または原動機付自転車を運転するときは、停止しているときを除き、携帯電話等を通話のために使用してはならない。



画像注視の 禁止

自動車または原動機付自転車を運転するときは、停止しているときを除き、携帯電話等に表示された画像を注視してはならない。

罰則等

	罰 則	反 則 金	基礎点数
(1) 規定に違反して交通の危険を生じさせた場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	適用なし	6点
(2) 規定に違反して携帯電話等を通話のために使用し、又は手で保持して画像を注視した場合	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	大型車2万5千円、普通車1万8千円、二輪車1万5千円、原付車1万2千円	3点